## 建設工事における現場代理人及び主任技術者等の雇用関係の確認について

名 張 市

当市では、建設工事の適正な施工を確保するため、契約締結時に主任技術者(監理技術者)の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることの確認を行っています。平成27年4月1日以降の公告分より、現場代理人についても雇用関係の確認を行いますので、契約締結時の提出書類「現場代理人等報告書」に雇用関係の確認ができる下記の書類を添付し提出してください。

## 確認書類(次のいずれかの書類の写し)

- 健康保険被保険者証
- ·雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ·健康保険被保険者標準報酬決定通知書
- 住民税特別徵収税額通知書
- ・その他公的機関の発行した書類で常勤の確認ができるもの

※直接的な雇用関係・・・主任技術者(監理技術者)とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することを意味し、在籍出向者や派遣社員などについては、直接的雇用関係とはいえません。

※恒常的な雇用関係・・・恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいいます。主任技術者(監理技術者)と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に配置しなくてはなりません。建設業者が組織として有する技術力を技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行う必要があります。公共工事の品質確保の観点から、主任技術者(監理技術者)は、入札の参加申請のあった日(随意契約による場合は見積書提出日)以前に3ヶ月以上の雇用関係があることが必要です。

※現場代理人は、受注者との雇用関係について、建設業法上は制限を受けるものではありませんが、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる旨、契約約款第10条第2項で規定されています。このように現場代理人に委任された権限の重大性から請負契約の適正な履行には、受注者と現場代理人との直接的で恒常的な雇用関係が必要です。ただし、雇用関係の確認ができれば、3ヶ月未満の雇用でもよいものとします。